

後期高齢者医療からお知らせ

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先

【制度運営全般】秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 電話番号 018-853-7155

【各種申請・届出】仙北市役所市民課 国保年金係 電話番号 0187-43-3307

【保険料の算定・金額・納め方】仙北市役所税務課 市民税係 電話番号 0187-43-1117

後期高齢者医療の「保険証」が新しくなります

75歳以上の方（一定の障がいのある方は65歳以上）が現在お持ちの保険証（有効期限が7月31日まで）が新しくなり、7月下旬に加入者の皆様に送付されます。申請手続きの必要はありません。8月1日からは、新しい保険証を医療機関に提示してください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がいますので、ご確認ください。

【現在お持ちの保険証】

（有効期限）

平成23年7月31日まで

《注意》8月1日からは、使用できません



【新しい保険証】

（有効期限）

平成23年8月1日から平成24年7月31日まで（1年間）

*7月下旬に、自宅へ送付されます

*現在お持ちの保険証は8月1日からは使用できませんので、有効期限を過ぎましたら最寄りの市役所窓口へ返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただくようお願いいたします。

保険料の納付方法を口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、税務課や各地域センター、出張所窓口で納付方法変更の手続きをしていただくと、特別徴収（年金からの徴収）や納付書による徴収から口座振替に変更することが出来ます。

*随時手続きは可能ですが、時期によっては直ちに口座振替への切替えができません。また、あらかじめ市内金融機関で口座振替手続きを済ませていただく。

平成23年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて下記表のとおり軽減されます。軽減については申請の必要はありません。

【均等割額】3万892円

【所得割額】基礎控除後の被保険者本人の総所得金額×7.18%

*保険料は100円未満切捨てとなります。

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

平成22年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、新しい証書へ使用してください。

後期高齢者医療の保険料決定通知や納付書を7月中旬に送付します

平成22年中の所得に応じて確定した平成23年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知や納付書を、加入者の皆様に送付します。保険料の徴収方法には特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）がありますが、年金額や介護保険料等の状況により徴収方法が変わります。また、75歳になるなど加入者となる時期の違いにより特別徴収の開始時期が異なっています。

●所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	軽減割合
580,000円以下（年金収入のみの場合は1,530,000円～2,110,000円以下）	5割

●職場の健康保険等の被扶養者だった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者だった方	9割	3,892円

《注意》国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

●均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
330,000円（基礎控除額）	8.5割	5,838円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,892円
330,000円+245,000円×被保険者の数（世帯主である被保険者を除く）	5割	19,462円
330,000円+350,000円×被保険者の数	2割	31,140円

市民課からお知らせ

問合せ／市民課国保年金係
(43) 3307

【福】福祉医療費受給者証をお持ちの皆さんへ

8月1日から更新されます
忘れずに手続きをしてください

現在、受給者証をお持ちの該当者には通知します。また、未申請の方・今年度新たに該当すると思われる方は、8月1日以降に市民課へお問い合わせください。

●更新日程／

- 7月26日（火）西木庁舎・松木内出張所
- 7月27日（水）田沢湖庁舎・神代出張所
- 7月28日（木）29日（金）角館西側庁舎

*時間はいずれも午前9時～午後5時まで

【福】福祉医療制度】医療費の自己負担を補助します

福祉医療費助成制度は、乳幼児、ひとり親家庭の児童等、高齢身体障がい者および重度心身障がい（児）者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担するものです。

●乳幼児：生まれた日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで（例えば、7月10日で満6歳になった人は翌年の3月31日まで）

●母子・父子家庭の児童：母子・父子家庭となった日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（例えば、7月3日で満18歳になった人は翌年の3月31日まで）

●重度心身障がい（児）者：身体障がい者手帳1～3級を持っている方または療育手帳Aを持っている方

●高齢身体障がい者：65歳以上の身体障がい者手帳4～6級を持っている方（社会保険本人を除く）

*重度心身障がい（児）者以外は所得制限があります。ただし、重度心身障がい者であっても社会保険本人の場合には所得制限がありません。

- ① 受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は千円（一医療機関、1カ月ごと、入院・外来別）
- ② 0歳児は医療機関での自己負担はなし
- ③ 市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし

国民健康保険高齢受給者証の更新があります

国民健康保険に加入している70歳から74歳の方がお持ちの「国民健康保険高齢受給者証」が更新になります。新しい受給者証は7月下旬に自宅に郵送します。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新になります。該当となる方には申請書を併せて送付しますので8月1日以降に各庁舎国保担当窓口で手続きをお願いします。

70歳未満の方で「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は更新が必要です

70歳未満で8月1日以降も入院の予定がある方は、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をすることで入院にかかる医療費の減額認定を受けることができます。

8月1日以降に各庁舎国保担当窓口で手続きをお願いします。